

福岡県公報

平成二十五年十一月二十六日
第三千五百五十一号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百二十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 西区の項中

伊都の丘病院
〃 〃 大字徳永六九七

を

伊都の丘病院
〃 〃 徳永北一八番五号

に改め、小倉南

区の項中

北九州湯川病院
〃 〃 葛原二丁目一番一〇号

を

小倉セントラル病院
〃 〃 長野本町四丁目六番一号

人ホームの項中

北九州湯川病院
〃 〃 葛原二丁目一番一〇号

に改め、二老

社会福祉法人みやこ老人ホームみやこの苑
〃 〃 行橋市大字二塚五八四番地

を

養護老人ホームみやこの苑
〃 〃 行橋市大字二塚五八四

に改め、

有料老人ホームさわやか行橋館
〃 〃 北泉三一一一三

を

有料老人ホームさわやか行橋館
〃 〃 北泉三一一一三

に改める。

特別養護老人ホームみやこの苑
〃 〃 大字二塚五八四